

電気通信事業法一部改正で加わった外部送信規律について

弁理士・弁護士 金本 恵子

1. はじめに

2023年6月16日施行の電気通信事業法一部改正により、新たに「外部送信規律」という規制が加わりました¹。

外部送信規律とは、「Cookie 規制」ともいわれており、ウェブサイトやアプリケーション等を運営する事業者が、タグや情報収集モジュール等を使用して利用者の情報を外部に送信する場合に、あらかじめ利用者が確認できるようにする規律です。

この規律は、これまで電気通信事業法の第三号事業者²として、通信の秘密保護等以外の同法の規定が適用されなかった事業者にも、適用される場合があります。

2. 外部送信規律が適用される事業者

電気通信事業者又は第三号事業を営む者であって、電気通信事業法施行規則第22条の2の27に定められる「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を、ブラウザその他のソフトウェアにより提供する者が適用対象となります。

<利用者利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務>

- 他人の通信を媒介するサービス（1号）

例えば、メッセージ媒介サービス、メールサービス、ダイレクトメッセージサービス、参加者を限定した（宛先を指定した）会議が可能なウェブ会議システム等が想定されます。また、ビジネスマッチングサイトやオンラインゲーム等の一部として、特定の利用者間でのダイレクトメッセージ機能を提供する場合も含まれます。

- 利用者が情報を入力し、当該情報を不特定の利用者が受信できる場の提供サービス（2号）

例えば、SNS、電子掲示板、動画共有サービス、オンラインショッピングモール、シェアリングサービス、マッチングサービス、ライブストリーミングサービスやオンラインゲーム、オンライン教育サービス等が想定されます。

- すべてのウェブページ対象の検索サービス（3号）

例えば、Google 検索等が想定されます。特定の分野に限った検索サービス（飲食店検索サービス等）は、4号に含まれます。

- 不特定の利用者の求めに応じて情報を送信し閲覧させるサービス（4号）

例えば、ニュースや気象情報等の配信を行うウェブサイトやアプリケーション、動画配信サービス、オンライン地図サービス、乗換案内サービス等が含まれます。

ただし、小売事業者等が商品をオンライン販売したり、企業が自己の情報を発信したり、問合せに対応したりする場合は、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるためではないため、本規律の対象となりません。また、利益（広告やアフィリエイト収入も含む）を得ようとしなくても対象外です。

3. 外部送信規律の内容

外部送信規律の対象となる事業者は、利用者に電気通信役務を提供する際に情報送信指令通信（利用者の端末に対して、当該端末に記録された利用者

¹ 電気通信事業法（以下、「法」といいます。）第27条の12

² 電気通信事業者とは、電気送信設備を他人の需要に応ずるために提供する事業を営むことについて、総務大臣の登録を受け又は届出を行っ

た者をいいます（法第2条）。第三号事業者とは、電気通信事業者以外で、電気通信回線設備を設置せずに、営利目的で電気通信事業を行う者をいいます（法第164条第1項第3号）。

関する情報を外部へ送信するよう指令するプログラム等の送信)を行おうとするときは、以下のいずれかの対応をとる必要があります³。

<必要な対応>

- あらかじめ利用者に
 - (i) 外部送信される情報の内容、
 - (ii) 送信先の氏名又は名称、及び
 - (iii)送信元と送信先の情報の利用目的を、
 - ・ 通知する、又は
 - ・ 容易に知り得る状態に置く（公表）、
- 外部送信につき利用者の同意を得る、あるいは、
- 利用者の求めに応じて、利用者に関する情報の送信又利用停止措置（オプトアウト）を講じる。

利用者に関する情報としては、例えば、Cookie に保存された ID や広告 ID 等の識別符号、利用者が閲覧したウェブページの URL 等の利用者の行動に関する情報、利用者の氏名、利用者以外の者の連絡先情報、システム仕様、システムログ等が含まれます。

なお、個人情報保護法においては、Cookie 等の端末識別子を通じて収集された利用者のウェブサイトの閲覧履歴は個人関連情報であり、個人情報と紐付けて利用しない限り個人情報としては保護対象となりませんが、外部送信規律においては、個人情報と紐付けない場合も規律の対象となります。

また、個人情報保護法においては、事業者の委託先は第三者として扱われませんが、外部送信規律においては委託先は第三者となるため、委託先に対して利用者に関する情報が送信される場合は、本規律の対象となります。

通知又は公表は、日本語を用い、専門用語を避け、平易な表現を用い、適切な大きさの文字で表示する必要があります。

通知の手段としては、利用者端末の映像面への表

示が求められており、例えば、ウェブサイトやアプリケーションの画面上で、ポップアップ形式により、上記(i)から(iii)の情報又はこれらの情報を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL 等）を、即時通知を行うことが挙げられます。

公表する場合は、情報送信指令通信を行うウェブページ／アプリケーション画面又はそこから容易に到達できるウェブページ／アプリケーション画面に表示する必要があります。

同意については、「同意」のチェックボックスにあらかじめチェックを付しておく（デフォルト・オン）等の能動的な同意といえない態様のものは、避けるべきとされています。

オプトアウト措置を講じる場合は、上記(i)から(iii)に加えて、措置を講じている事実、措置の申し込み受け付け方法、同措置は情報の送信と利用のどちらを停止するものか等を、利用者の容易に知り得る状態に置く必要があります。

外部送信規律に違反した事業者は行政処分の対象となります⁴。

4. その他

今回の電気通信事業法一部改正では、外部送信規律以外にも、電気通信事業法の届出等の対象範囲の拡大⁵、特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律⁶、ブロードバンドサービス事業者の交付金・負担金制度⁷等が新たに規定されました。

5. 参考文献

- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和5年個人情報保護委員会・総務省告示第5号）の解説」令和4年3月（令和5年

³ 法第27条の12第1項

⁴ 法第29条第2項、第166条、第167条の2、第186条、第188条

⁵ これまで第三号事業として扱われ、電気通信事業の届出等が不要であった「検索情報電気通信役務」と「媒介相当電気通信役務」についても、一定規模以上の事業者は届出等の対象となりました（法164条第1項第3号口及びハ、規則第59条の3第4項、第5項）。

⁶ 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣に指定された事業者は、情報取扱規程の整備・届出義務、情報取扱方針の策定・公表義務、特定利用者情報統括管理者の選任・届出義務、特定利用者情報漏えい時の報告義務等を負います（法第27条の5、第27条の6、第27条の8、第27条の9、第27条の10、第28条第1項第2号口）。

⁷ 法第110条の4、第110条の5

5月更新) (個人情報保護委員会、総務省) 248～270頁

https://www.soumu.go.jp/main_content/000805807.pdf

- 「外部送信規律について」(総務省のパンフレット)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000862755.pdf
- 「外部送信規律FAQ」(総務省ホームページ記事)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/johotsusin/dsyohi/gaibusoushin_kiritsu_00002.html
- 「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」令

和4年9月26日(総務省総合通信基盤局電気通信事業部)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000241520>

- 「電気通信事業法の一部を改正する法律」(総務省学術雑誌『情報通信政策研究』第6巻第1号、IV-31～IV-45、令和4年8月5日)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000829032.pdf



KSI パートナース法律特許事務所

〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp